

2018年度 短期海外留学奨励奨学金 募集要項

1. 目的

語学研修、ボランティア活動、インターンシップ活動等を通し語学力及びコミュニケーション能力向上を図ると共に、異文化への理解を深め、国際社会に適応する基礎的な力を養うことを目的とする。

2. 該当プログラム

国際交流教育センターが認定する短期海外留学プログラムを対象とする。
※詳細は別紙 短期海外留学奨励奨学金採択プログラム一覧を参照のこと

3. 期間

出国から帰国までの期間が、正規の授業期間にかからないこと。

4. 受給条件

- (1) 国際交流教育センター及び研修主管部署が実施する、事前事後研修・オリエンテーションへ参加すること
- (2) 研修報告書を提出すること
- (3) 出願時に休学又は留学していないこと
- (4) 帰国後、原則1ヶ月以内に語学検定試験*1を受験し、結果の写しを国際交流教育センターに提出すること
(受験料は自己負担)

*1 本奨学金に申請した言語圏に関する語学試験を受験すること

5. 語学試験のスコア基準

- (1) 出願時において本学の学部にて在学する学生で、過去1年以内に別表記載の語学試験のいずれかを受験し、基準スコアを取得していること。
- (2) 対象となるテストは、英語圏への留学生は英語、非英語圏への留学生は現地での学修上求められる言語を対象とする。

6. 奨学金の出願から受給までの流れ

- (1) 出願期間
各留学プログラム申込み期間内に出願のこと
- (2) 出願方法
国際交流教育センターWebサイトより出願書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、国際交流教育センター窓口に提出のこと
※URL <http://www.otemon.ac.jp/cis/abroad/attached/form.html>

7. 奨学金の受給

研修報告書の提出完了後2ヶ月以内に、出願時に登録した口座へ振り込み。

※期限内に研修報告書が提出されない場合、コースを未修、成績不良等の場合は、奨学金の受給不可。

8. 特記事項・注意事項

- (1) 出願時に休学中または留学中の場合は出願不可。
- (2) 他の奨学金との併給可能。
- (3) 本奨学金の受給は、在籍期間中に合計2回までとし、単年度は1回のみとする。
- (4) 2回目の出願に際しては、語学基準*1が1回目より1ランク以上上回っていることを条件とする。但し、1回目と2回目で基準となる言語が異なる場合は、この限りではない。
- (5) プログラム参加費*2が奨学金受給額を下回る場合は、プログラム参加費を上限とする。

*1 下記「9. 語学基準及び受給額一覧」を参照のこと。

*2 プログラム参加費とは、授業料、航空券、教材費、プログラム費に含まれる滞在費、課外活動費、ビザ申請料、海外旅行保険料など、プログラムへの参加にあたり必須となる費用を指す。

9. 語学基準及び受給額一覧

語学基準	支給額 (円)	TOEIC	TOEFL ITP	TOEFL iBT	IELTS	中国語 HSK	中国語 検定試験	韓国語 能力試験	ハングル 能力検定 試験
C2	250,000	-	-	-	8.5-9.0	5級	1級	6級	1級
C1	200,000	945-990	637-677	110-120	7.0-8.0	4級	準1級	5級	2級
B2-2	150,000	865-940	602-636	99-109	6.5	-	-	-	-
B2-1	100,000	790-860	567-601	87-98	5.5-6.0	3級	2級	4級	準2級
B1-2	70,000	670-785	526-566	72-86	5.0	-	-	-	-
B1-1	50,000	550-665	485-525	57-71	4.0-4.5	2級	3級	3級・2級	3級
A2-2b	40,000	500-545	470-484	52-56	3.5	1級	4級	1級	4級
A2-2a	30,000	400-495	459-469	-	-	-	-	-	-

10. 問い合わせ先

追手門学院大学 国際交流教育センター (1号館地階)

TEL 072-641-9631

以上